

ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定書

霞台厚生施設組合（以下「甲」という。）、石岡市（以下「乙」という。）、小美玉市（以下「丙」という。）、かすみがうら市（以下「丁」という。）及び茨城町（以下「戊」という。）と日立造船株式会社（以下「己」という。）とは、相互の密接な連携と協力により、脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進し、甲、乙、丙、丁、戊（以下「甲等」という。）が掲げるゼロカーボンシティの達成に資するため、エネルギー地産地消に関する協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲等及び己は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- 非化石電力の地産地消による温室効果ガス削減を目的として、己が買い取った甲の所有する霞台クリーンセンターみらいの余剰電力の非バイオマス分を乙、丙、丁、戊が保有する高圧電力を使用する施設に供給する。
- 1年間に発電する電力量及び供給する電力量は、令和3年度の実績量より下表を上限とする。

発電する電力量 (kWh)		供給する電力量 (kWh)				
甲		乙	丙	丁	戊	
非バイオマス分	7,380,335	2,787,553	1,815,562	1,627,364	1,149,856	

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3箇月前までに、甲等又は己からの書面による特段の申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（情報の共有）

第3条 甲等及び己は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要な連絡及び調整を図り、情報を共有するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲等及び己は、前条の規定により共有された情報のうち、秘密である旨を表示された情報については、第三者に開示してはならず、本協定の目的達成にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合には、甲等及び己協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲等及び己それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

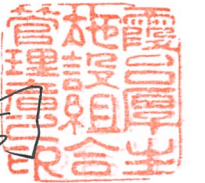
令和4年12月21日

甲 小美玉市高崎 1824 番地 2

霞台厚生施設組合

管理者

谷島洋司

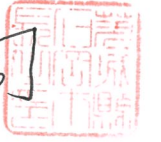


乙 石岡市石岡一丁目 1 番地 1

石岡市

石岡市長

谷島洋司



丙 小美玉市堅倉 835 番地

小美玉市

小美玉市長

島田幸三



丁 かすみがうら市上土田 461 番地

かすみがうら市

かすみがうら市長

宮嶋洋



戊 茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町

茨城町長

小林寛夫



己 大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社

取締役社長

三野禎男

